

「特別講演-3」

実験動物と動物実験に関わる規制の最近の動向

浦野 徹（熊本大学生命資源研究・支援センター

動物資源開発研究部門・病態遺伝分野）

本年 6 月 22 日に、全ての動物に対する我が国の親法である「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正・公布された。今回の改正の主なポイントは、動物愛護管理法の守備範囲は実験動物の福祉（3R）に局限したことである。今回の動物愛護管理法の改正に伴い、本法律の下にある「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」についても、最近になって、環境省において中央環境審議会動物愛護部会実験動物小委員会が立ち上がり、本法律が施行される平成 18 年 6 月頃を目指して見直し作業を開始している。

他方、動物実験に関わる規制に関しては、平成 16 年 7 月に、日本学会議第 7 部が「動物実験に対する社会的理解を促進するために」を提言した。本提言は我が国の科学者が動物実験について今後も自主管理で推進していくべきとしており、具体的には、統一（共通）ガイドライン制定、及び研究機関の自主管理を第三者的立場から評価する機構の設置をうながしている。その後、統一ガイドラインについては、行政が定める基本指針と、科学者集団が定める詳細指針の二本立てでいく方向で検討することが次第に明らかになり、最近になって基本指針に関しては文部科学省において科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会動物実験指針検討作業部会を立ち上げて、平成 18 年 6 月頃の改正動物愛護管理法の施行時期に合わせてまとめるべく急ピッチで検討を重ねている。一方、統一ガイドラインの詳細指針、及び第三者評価システムの構築については、現在のところ一部では議論されているものの、具体的な動きとしては見えていない。

“改正動物愛護管理法”、“改正実験動物基準”そして“統一ガイドライン・第三者評価システム”の三者が揃い踏みすることにより、我が国の実験動物と動物実験を取り囲む環境は整備されると考えられる。今後は、まず第一に実験動物の愛護と管理については、改正動物愛護管理法に従って適正に行われているか否か、さらに第二に動物実験については、統一ガイドラインや第三者評価システム等により適切に自主管理されているか否かについて、改正動物愛護管理法が施行される平成 18 年 6 月よりさらに 5 年後の次の改正の間にどの程度成し遂げられているかが我々に負わされた重大な課題で、まさに我々実験動物と動物実験の全ての関係者の真価が問われるところである。